

No. 1

平成30年第1回定例会

埼玉県後期高齢者医療
広域連合議会議案

平成30年2月7日

議 案 目 次

議案第1号	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第2号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第3号	平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第4号	平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算……………	別冊
議案第5号	平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊

議 案 第 1 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月7日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年8月10日条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第6号中「地方独立法人法」を「地方独立行政法人法」に改め、同条第7号中「規定する特定個人情報」の次に「をいう。」を加え、同条第8号中「特定個人情報」の次に「をいう。」を加える。

第6条第1項第4号の次に次の1号を加える。

（4の2）記録項目に第7条第3項に規定する個人情報が含まれるときは、その旨第7条第3項中「思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある」を「人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる」に改める。

第8条中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第28条及び第65条において「電磁的記録」という。）」

を「電磁的記録」に改める。

第10条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第13条第5項中「第4項」を「前項」に改める。

第15条第1項第4号の次に次の1号を加える。

(4の2) 記録項目に第7条第3項に規定する個人情報が含まれるときは、その旨第19条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加え、同号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第20条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第39条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 2 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月7日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

平成30年度及び平成31年度の保険料に関し、所得割率及び被保険者均等割額を定めるとともに、保険料の賦課限度額及び被保険者均等割額の軽減の判定基準並びに住所地特例の取扱いを変更するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号イ中「法第93条」を「法第93条第1項及び第2項」に、「及び第98条」を「並びに第98条」に改める。

第9条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「0.0834」を「0.0786」に改める。

第10条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「42,070円」を「41,700円」に改める。

第11条中「57万円」を「62万円」に改める。

第14条第1項第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第21条中「法第55条」の次に「又は法第55条の2」を加える。

第22条第1項中「の市町村」の次に「、法第55条の2の規定により被保険者の資格を取得した場合については同条に規定する従前住所地市町村」を、「なった日」の次に「（法第55条の2の規定により被保険者の資格を取得した場合については資格取得日）」を加え、同条第2項中「場合」の次に「（法第55条の2の規定により法第55条の規定を準用する場合を含む。）」を加える。

附則第3条（見出しを含む。）中「平成28年度及び」及び「平成28年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い、」を削り、「附則第4条、第7条若しくは第8条」を「附則第4条から第6条まで」に改め、「、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」を削る。

附則第4条（見出しを含む。）中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附則第5条及び第6条を削り、附則第7条を附則第5条とし、附則第8条から第10条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。